

根拠、条件は

問 井上輝美議員

税法の改正などに伴うものか。二七〇〇万円という額の根拠はなにか。安芸市のショッピングセンター「サンモール」

の新規参入を支援する固定資産税の減免条例がつけられたという十二月十日の新聞記事によれば、一四八五万円を三年間免除で、市内に住所を有するもの十人以上雇用し、五年以上事業を継続するものという条件がついている。

本条例には条件もないようだが、また、該当する事例があるのか。

過疎法にもとづき



答 谷内税務課長

課税免除することがで

きるという過疎法にもとづくもので、二七〇〇万円は同法施行令のなかにあるものである。

平成十七年四月一日以降の取得に限るとしており、現在、適用となる物件はない。

ただこの規定は、旧吾川村は設けていなかったが、旧池川町、旧仁淀村が設けており、現在、経過措置条例の部分で、旧池川町に一件適用をうけて課税免除されているものがある。

今後、該当する業種が出たとき条例がないと課税免除ができないので設けたものである。

期限は、平成十七年から十九年までの三年間である。

町内業者のみか

問 竹村雄幸議員

製造業、ソフト事業の職種はどういうものか。また、町内の業者に限られるのか。

事業所が町内に

答 税務課長

電気、ガス供給事業を除く製造業のことで、たとえば木材工場など一般的な工場も製造業に当たります。

本社が仁淀川町にあるなしにかかわらず、事業所が本町に設置されておれば適用される。

(可決 全員)

■平成十七年度仁淀川町一般会計補正予算(第二号)について

既決予算に六億二七九二万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ七四億一五六八万五千円とするも

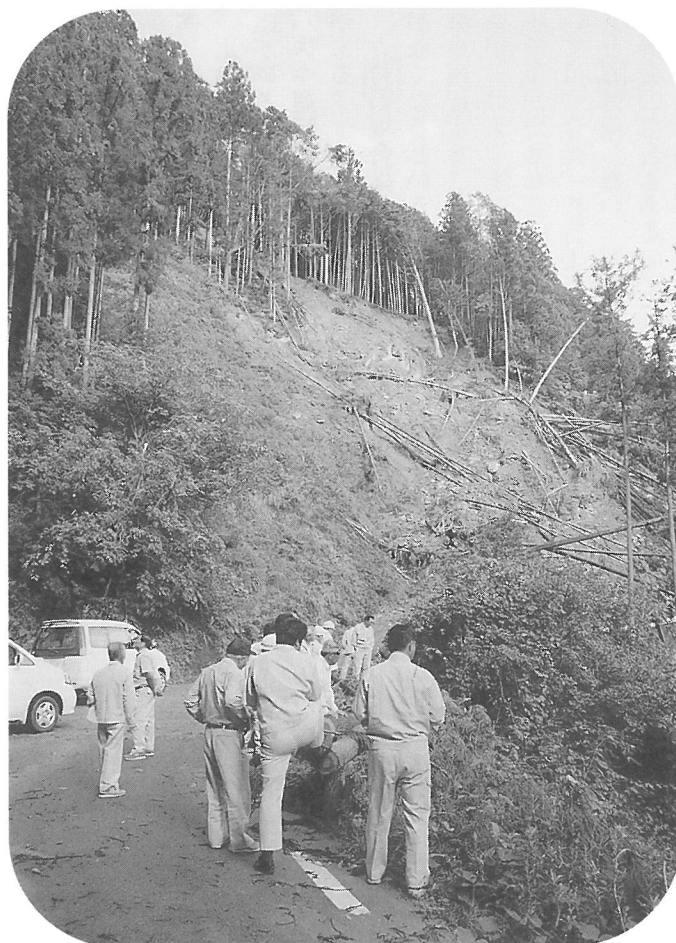
林業施設災害復旧費県補助金二億八二二〇万円。町債(借入金)一億四〇〇〇万円。池川土居の簡易水道濾過地工事関係借入金七七三〇万円。

歳出

本庁舎トイレ一部洋式

林道災害本庁管内四九四万円、池川支所管内五七八二万円、仁淀支所管内一億四七〇〇万円など町内十三件計三億五二二万円。

土木施設災害復旧費では、本庁管内町道八件、



災害復旧(竹ノ谷)

の。

主なもの

歳入

交付税特別分四〇三五万円。九月の台風十四号災害関係で、公共土木災害復旧費国庫補助金七六〇〇万円、農業施設及び

に改築工事三〇〇万円。池川土居地区簡易水道回収工事七七〇〇万円。

台風十四号災害復旧関係で、本庁管内七三五〇万円。池川支所管内三一四〇万円、計一億四九〇万円。

河川三件、池川支所管内町道八件、河川四件、仁淀川支所管内町道三件、河川四件で、合計町道十九件、河川十五件など計三五件一億二一九〇万円。

上名野川へ スクールバス の運行を

問 西森常晴議員

教育長の行政報告で、仁淀川町の特色を生かした教育行政に全力をつくすということであった。

昨年休校となった寺村小学校の児童にはスクールバスが運行されているが、はるか以前に休校、そして廃校になった上名野川の児童には、その配慮がないのはどういうわけか。

中学生の通学に

答 大野教育長

そもそも旧吾川村のスクールバスは、中学校の統合による中学生の通学を主に運行しているもので、その沿線の小学生は乗車可能ということであった。

昨年、寺村小学校が休校になり、児童全員が大崎小学校にくることに配慮して、旧寺村小学校下に運行している。上名野

川は、現在中学生が不在となり、中学校のスクールバスという考え方から

言い訳は聞かない



児童・生徒の通学時の安全確保は行政の最重要課題だ。スクールバス（吾川中）

運行されていないという状況にある。

問 西森（常）議員

そんな言い訳をきいているのではない。山の上

に小学生がいるということとは、山の本当の特色だ。規則じゃなくて目を向けてほしい。休校になって二年の寺村にあつて、この吾川の一番奥の一番遠いところで子そだての子どもは親が送ってこいとはどういうことか、町長。

協議して対応する

答 町長

上名野川にも一時中学生がいるころはスクールバスを運行していた経緯がある。

寺村の場合は、小学校がなくなるといのでバスを運行することになったが、いま、上名野川に小学生ができたことについては、今後、教育委員会とも協議したい。教育委員会の都合もあるのでいまここで即答することはできないが、意見を踏まえて対応したい。

当初予算に要求を

問 西森（常）議員

そういう答弁だが、今

度の当初予算に、それを要求する考えがあるか。

答 教育長

要求し、運行させたいと思う。

問 若藤敏久議員

当然、仁淀、池川両支所長、教育次長も仁淀地区、池川地区にも、このような対象地区がないか、よく考慮して予算編成を行うよう要請する。

ゴイサギは有害鳥獣の対象か

問 大野直孝議員

一つは、仁淀の野窪線について、十八年度予算に計上の予定があるか。二つは、有害鳥獣駆除について、被害者の手続きと費用はどうなっているか。対象鳥獣にゴイサギが入っているか。



答 岡崎仁淀支所長

野窪線については、古くから地域の要望がでていますが、用地の話が詰まっていないようで、用地が確定してからことになるので当初予算では対応するつもりはない。

調査してみる



答 三本産業建設課長

有害鳥獣の被害が多くて、各旧町村で対応してきたものであり、十八年度も必要だと思う。猪、猿、ハクビシン、狸は有害鳥獣になっている。ゴイサギについては調査することにした。手続きは、総合支所は振興課、本庁は産業建設課で取り扱っている。

森の腕たち事業とは

問 井上(輝) 議員

森の腕たち育成事業補助金が一四〇〇万円計上され、緊急間伐総合支援事業補助金一四〇〇万円が減額されているが、両者が振り替わったのか。また、森の腕たち育成事業とはどういうものか。

森林団地づくり



答 片岡池川地域振興課長

振り替わったもの。

森の腕たち育成事業とは、十六年度からの新しい事業で、林業生産の適地において、効率的な基盤整備を進め、将来、安定的に木材を供給できる一団の森林(森の工場)を形成し、これを経営基盤として意欲ある事業体の効率的かつ計画的な森

林経営を展開することを目的とする団地を設定して行う事業というもの。また、その目的を達成するすために、土地の生産

性が高いこと、利便性、作業性に優れていること、意欲ある事業体に長期経営委託の合意があること、期間五年という条件がある。

この事業を県が支援するというもので、対象は池川の雑誌山地区で、補助金は森林組合とソニアへのものである。

ソニアの赤字対策は

問 井上(輝) 議員

十六年度のソニアの決算が、五〇〇〇万円の赤字になっている。十八年には単年度黒字にする予定と新聞に報道されていたが、どうなるか。

十六年度は、森林組合との特別の事情があったかもしれないが、人事のことも含めて抜本的な対策を講じないと、社長が変わったぐらいで改善されるものではないように思うが。

きびしい状況にある

答 町長

ソニアの運営は非常にきびしい状況がつづいているが、本村から林業を除くとこれという産業はない。ソニアはもともと林業後継者を育成するのが目的だったが、育成には長い時間がかかることもあつて十分な成果を得られなかった。

コンサルタントに委託して今後の運営について検討の結果、生産だけでなく加工にも踏み切るべきだということで、森林組合とも協議のうえ施設をつくった。ソニアは仁淀川流域全体を考えた大量生産のできる生産施設をめざしたが、森林組合は二つ製材工場があり、従来型の製材の考え方があつたようで大量生産の仕方をしなかった。

地域的な加工だけではだめということで、知事が代表者である林業研究センターや工科大学などから営業、経営など指導も得ながら大量生産に取り組んでいる。

一方、素材生産では、採算がとれないことから仁淀川森林組合もふくめて、県下の森林組合のほとんどが素材生産をやめている。多くの森林は間伐が必要であり、県や国の制度を利用しながら後継者の育成、生産対策を整備しなければ、このままの状態では山がだめになってしまう。

そこでソニアでは、いま、素材生産を一班から二班に増やし、森林組合とともに作業道や間伐を進めている。池川では「森の工場」をやっているが、仁淀地区にも作業道をつくり、間伐をおこなう予算を組んでいるところである。

製材加工については、前社長時代に昨年から一年間、ソニアが運営すること、森林組合に技術の提供を受けてすすめたが、それも十分な成果が得られず、協議のうえ森林組合は加工から手を引くことになり、ソニア単独で運営をせざるを得ない状況になっている。

いずれにしろ生産と加工が一体となったものを森林組合と一緒にやってこれから取り組み、林業振興を図りたいと努力しているところである。

安く売って高く買うか

問 井上(輝) 議員

聞いているのは五〇〇万円の赤字がでたのは特別の事情があつたのかということだ。

聞くところでは、ソニアは伐採木材を久万にもつていつて売り、製材する木材は久万から買ってきているというが、安く売って高く買うことにならないか。有利なことがあるのか。

改善している

答 町長

十七年十一月までは、実質、森林組合の技術提供のもと運営していた。利益を上げるために一定量を確保するのに町外、市場から購入していたが、ソニアの運営になったからはソニアで生産した木材はすべて佐川に入

れている。

ただ、佐川の工場は、柱材以外は加工に適さないで選別して市場に持ち込むとして、材は森林組合や町内素材生産者のものも佐川工場で受け入れることにしている。

まだ少しではあるが、そのことで手数料、運賃が安くなり木材代金が少しでも多く地主にはいるようにと努力している。

赤字については、施設などに要する費用なので、準備が相当長い期間かかっており、やむを得ないものと思う。

■平成十七年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)について

既決予算に六〇一六万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ八億七十九万四千円とするもの。

(可決 全員)

医療費が当初見込みより多くなったことによる補正である。

■平成十七年度仁淀川町老人保健特別会計補正予算(第一号)について

既決予算に四九三万九千円を追加し、歳入歳出それぞれ十四億三八二六万三千円とするもの。

(可決 全員)

医療費が当初見込みより多くなったことによる補正である。

■平成十七年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)について

既決予算に三五五〇万八千円を追加し、歳入歳出それぞれ二億八一五七万三千円とするもの。

水道料は元にもどせ

問 西森常晴議員

水道料の問題だが、合併すれば、なにもかも同じにしなければならぬものか。公平などとはいっても地域性があってもいいのではないかと思う。

水がたくさんあるところはどうも使い、水の少ないところは多く使えば多く料金がかかる制度にするなど、その場その場に合ったものにし、早く元にもどしたらよいと思うが。

合併協で決めている

答 藤村町民課長

指摘はもつともだとは思うが、合併協議会で、料金は仁淀村に合わせるのと決められているので、とりあえず今の場合は、仁淀に合わせたものになっている。

個性を生かした行政を

問 西森(常)議員

確かに議論し、協議会できまったことは尊重しなければならない、認める。しかし、この議会はなにか、議会人としていたい。決まったことだろうが、簡易水道の制度はぜひとも元にもどしていただきたい。仁淀川町の個性を生かした行政をすすめるようではないか。

平等に扱いたい

答 町長

合併して一つの町になった以上、住民にたいしてそれぞれ格差をつけることはできない。高くなつたというが、多く使う人が高くなつたのであり、一般の人はむしろ安

くなつたはずである。制度によつて違いはあるが、同じにしないと、今度はまた高いところから文句をいわれるので、平等に取り扱っていききたい。

飲料水供給施設は

問 伊藤議員

簡易水道料金は、法定合併協議会の協議の結果による措置だということだが、平等にということであれば、旧三町村とも多くの集落に設置されている飲料水供給施設は、タンクを据えて、ホースを自ら買って、集落で管理している。計算すると簡易水道が安くあがるかもしれないという問題もある。執行部から行革推進委に提起して調査・研究してもらいたいと思う。

簡易水道の問題だ

答 町長

水道料金は、簡易水道を設置しているところの問題である、どこでもというわけではないので、



誤解ないように。

水道料金、合併して旧仁淀村の料金に統一した為、安かった旧吾川村の住民から不満の声が…飲料水供給施設(森)

議会の権限は

問 若藤議員

関連して伺うが、旧仁淀村の水道は二億五〇〇〇万円を投じたマクロ化の施設という県下でもないような施設である。旧吾川や池川の施設はよくわからないが、仁淀に合わすこと自体が無理ではないかと思う。

西森議員がいわれたが、合併協議会でできたことが、われわれの議会より権限があるのか。尊重せよ、平等だ、では議会は必要ないではないか。

まだ、五カ月だ

答 町長

合併してまだ五カ月である。合併協議会には、執行部のほか議会の代表や住民の代表もいる。三町村の合意で決まったことを考慮せず行政を執行することは、選ばれた代表を否定することになり、それはできない。

ただ、これから先、いろいろと不合理が生じた

場合は、変更する場合もありうるが、現在はこのように申し上げるほかはない。

十分な措置か

問 竹内議員

仁淀の水道は、三六〇から四〇〇世帯の範囲に二億五〇〇〇万円投資したという。池川は九四〇〇万円で改修するというのが、何世帯か。

この改修で完全に濁水がなくなり、消毒もした完全な簡易水道として使用できるということか。後でまた水が濁りだしたというこのないような十分な措置を講じてもらいたい。

十分な状態にする



答 岡崎池川支所長

八一〇世帯数で対象人

口は一四一〇人である。十分な状態にするための予算として計上した。

拘束力の期限は

問 伊藤議員

法定合併協議会は、法定ということだから、議会を越えて何項目かは協議して確認することができるといふことだと思いが、拘束力の期間はどうか。

拘束力はない



答 藤原学校教育課長

(合併協議会事務局長)
合併協議会は法定でも拘束力はない。
(可決 全員)

■高知県広域食肉センター事務組合規約の一部変更について

平成十七年八月一日に池川町、吾川村、仁淀村が合併し仁淀川町となり、高知県広域食肉センター事務組合を構成する団体に変更が生じたため、規約の一部を変更するもの。
(可決 全員)

■高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について

平成十八年四月一日に幡多広域市町村圏事務組合及び高知県西部環境施設組合の統合により、平成十八年三月三十一日をもって高知県西部環境施設組合が解散するため、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数に変更を生じたため規約の一部を改正するもの。
(可決 全員)

■高知県市町村総合事務組合から高知西部環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について

高知西部環境施設組合が幡多広域市町村圏事務組合に統合するため、高知西部環境施設組合の財産を幡多広域市町村圏事務組合に承継するもの。
(可決 全員)

■助役の選任について

助役を新たに選任するため、議会の同意を求めるもの。

住所 高知市一宮東町三丁目五番八号
氏名 大石 弘秋
生年月日 昭和二十四年三月十一日

町長の答弁は心外

問 竹村(雄)議員

昨日、町長は私の質問にたいして心外であると何回もいわれた。辞書で調べたところ心

外という言葉は、「思いもよらぬこと、残念であること、そんなことをいうなんて」と書いてあった。

私にもいわしてもらいたい。昨日の町長の答弁は、「私の後継者であり、次の町長候補である」というような言い回しに聞こえた。町長はみんなが選ぶものであって、藤崎町長が決めるものではないと思う。よって、私も町長の答弁は心外であるといわせてもらう。
(可決 多数)

■人権擁護委員候補者の推薦について

平成十八年三月三十一日に任期満了になる委員の後任について推薦するために意見を求めるもの。
住所 吾川郡仁淀川町大崎一〇七番地
氏名 藤原 幸子
生年月日 昭和二十四年三月二日

ここが聞きたい② Q & A

— 第3回臨時会 —

平成十七年第三回仁淀川町議会臨時会は、平成十七年十一月二十八日に開かれ、一報告、四議案を原案どおり可決し、閉会した。

■専決処分の報告について

林道長坂線の災害復旧工事におけるアンカー足場工の増による契約金額を変更するもの

工事名 平成十六年度林道長坂線（台風十八号・一号箇所）災害復旧工事

契約の相手方 (株)上岡西山工務店 代表取締役 上岡武司

変更前の契約金額 四九八七五〇〇〇円

変更後の契約金額 五〇七九六〇〇〇円

変更理由 アンカー足場工の増

変更年月日 平成十七年十月十七日

(可決 全員)

■仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について

人事院勧告及び国の方針を参考に給与を改定するもの

改正の内容

医師初任給調整手当を一〇〇〇円引き下げる。扶養手当は、配偶者に係る支給額の改正で、月額五〇〇円引き下げる。勤勉手当は、人事院勧告どおり一〇〇〇分の五増額する。

組合との交渉は

問 井上輝美議員

職員組合との交渉は行われたか。どういう意見があったか、合意はえられているか。

要望には回答した



答 下方総務課長

交渉は、町長、総務課長、課長補佐と組合長、副組合長の参加のもとに行ない、要望には、できるものはできる、できないものはできないときちんと回答した。四月からの給与構造改革の要望、合併に伴う給与の見直しの要望もあり、それについては今後検討し、その都度協議も行うむね回答した。

行革推進の姿勢は

問 井上(輝)議員

行革推進委を立ち上げ検討が進められている。行革といえば、職員の定数削減、給与改定などが浮かぶが、同時に大切なことは、事務を洗い直し、いかにむだをなくすか、そして、カットしたものはどのように福祉のために役立てるかということとを併せて検討することだと思う。

医療法の改正がいわれている、介護法の改定では、ホテルコスト、食費の全額自己負担が実施に

移され、次には新予防給付による介護支援で包括支援センターの設置や第三期介護保険事業計画の策定、介護保険料の改定など保健福祉課の仕事は大変である。

町長が常々いつているように、住民の福祉のサービスが後退しないように、この面に必要な人員の配置、施設の整備など財源配分などを含めて検討していただきたい。

給与改定問題を、財政事情がきびしいの一言ですませるのではなく、厳しいなかでこういう事業をすすめるなければならないということ、職員に理解させることが、町長がよく言及する職員の意識改革の問題でもあると思う。

新潟県津南町の例で、職員挙げて事務事業の見直しをおこなっていることにふれてきたが、二四日の新聞には本県本山町の事務見直しの記事がでていた。

町長の姿勢について伺いたい。

意見をふまえて



答 町長

給与の面より広範な面での、これからの行政のあり方についての質問であったと思うが、指摘のように行革推進委を立ち上げて、毎月、精力的に一つ一つ課題を挙げて議論を重ねている。

ただ、合併して間もない関係で、旧三町村それぞれ取り組みの違いがあり、まず、その調整もかねてこれから先の改革をしなければならぬ。非常に難しい問題もあるが、経過などを報告し、みなさんの意見もふまえてこれからの仁淀川町の取り組みを考えたい。

は 町長のポリシー

問 西森常晴議員

これまでの豊かであったときは、年末の給与改定では、人事院勧告の100%実施の考えであったと思う。いまは、国も県もあり方を変えようという動きがあることは承知のとおり。

そこで、町長のポリシーをききたい。これは私の意見だが、財政が厳しくなったから、なにもかも給与を下げようというやり方は、職員の意欲を削ぐと思う。

仁淀川町の今後を考える場合、すべてを行革推進委に丸投げするのではなく、町長のポリシーとして、たとえば、現状のなかで、ただののんと一日を過ごしている職員の給与体系を、町民の誰もが認める職員の給与体系に変えていくくらいのもにしなければならぬと思うが。

報酬の差は当然

答 町長

確かに職員のなかにはそれぞれ違いがあると思うが、勤務評定はなかなか難しい。

宗教でも神仏それぞれ見方が違うように、なかなか正しいあり方の判断はしにくいものだが、努力するものにたいする当然の報酬として賃金の差はあるべきだと基本的には考えているので、今後、あらゆる機会をつうじてともに研修しながら、勉強していきたい。

(可決 全員)

職員等の給与の特例に関する条例について

十二月に支給する期末手当を一般職、再任用職員及び特別職とも100分の20減額して、100分の140支給するもの。

(可決 全員)

平成十七年度仁淀川町一般会計補正予算(第一号)について

既決予算から四二六万八千円を減額し、歳入歳出それぞれ六七億八七七六万円とするもの。

職員などの給与改正に伴う補正である。

(可決 多数)

財産の取得について

所在地 仁淀川町名野川字タキノシタ二五七番地一(宅地)
同じくニクノタキ四五六番地一(山林)
同じくニクノタキ四五六番地二(山林)
同じくニクノタキ四五八番地二(山林)
同じくニクノタキ四五八番地三(山林)

面積 宅地 五一九・六七㎡。山林 二六一三㎡。建物 一四三・八八㎡。
取得の方法 売買契約。
取得予定価格 一五〇万円。
契約の相手方 住所 仁淀川町名野川二五七番地一 氏名 日浦洋子
中津溪谷にあるゆの森周辺の宅地、山林及び建物である。
宅地と建物は、ゆの森と道路をはさんだ位置に

あり、今後、駐車場、研修施設、宿泊施設などに利用の予定。
山林は、ゆの森と中津川を挟んだ対岸に位置しており、現在、杉、松の人口林であり、中津溪谷周辺の環境や景観などを考慮して、今後、間伐もしくは皆伐し、広葉樹などを植栽のうえ、ゆの森周辺の観光開発などにつなげる予定。

(可決 多数)



千客万来！中津溪谷“ゆの森”（名野川）

教育委員会の報告



教育長 大野 敏光



赤堀晟委員長



大野芳子委員



黒川一義委員



若藤仁委員

委員長に赤堀晟氏

教育委員会組織は、九月定例会で承認され、五名の教育委員で新しい委員会がスタートし、十月三日に第一回教育委員を開催、委員長に赤堀晟（あきら）委員、教育長は大野敏光を選出した。

特色を生かして

かつてない危機的状態の財政事情や、国の制度改革に伴う教育行政のあり方など、多くの課題の中、仁淀川町の特色を生かして教育行政に全力で取り組んでいく。

教育研究所の設置

平成十四年度から「第二期土佐の教育改革」が推進されているが、十八年度で一つの区切りを迎え、集約の時期に入ろうとしている。この教育改革の推進のため、高知県は各町村に地域教育指導主事を一名ずつ配置していたが、十七年度で引き揚げることになる。

また、教職員の指導調整などにあたってきた研修指導員も一つの町になるため二名減となる。

このような状況の中、仁淀川町として特色ある教育推進のため、教育研究所の設立準備を始めている。

この町の良さを生かしながら、教育のあり方を研究し、実践する機関として機能させていく。

仁淀高校

合併前、旧三町村の関係者で仁淀高等学校振興対策協議会を設置し、活動してきたが、合併により新組織を編成する必要が出てきた。

十一月十八日、旧振興対策協議会を解散し、仁淀川町として新たな対策協議会を発足、会長は藤崎町長となっている。

佐川高校に統合

十二月十三日の高知新聞発表の通り、大崎県教育長は県議会の質問に答える形で、県立高等学校再編計画「第二次実施計画」の基本方針を以下のように示した。

- ・ 仁淀高校を佐川高校に統合。
- ・ 大栃高校を山田高校に統合。

・ 追手前高校吾北分校の募集を停止。

・ 窪川高校定時制の募集を停止。

・ 中村高校西土佐分校の募集を停止。

県は二次計画策定にあたっては、地元や学校関係者に十分説明するとともに、意見を聞きながら進めるとしている。

仁淀川町としては、早急に仁淀高等学校振興対策協議会を開催するなどこれに対処していくことを考えている。

意見書

違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書

提出者 橋本眞一

我が国の林業不振は、未だ脱出の兆しさえ見えない状態が続いている。地球温暖化対策としての森林整備も、そのための財源問題が大きなネックになって、事業の推進が困難な状況となっている。

もともと整備された森林を温暖化対策にカウントすることに決定されたのは我が国が強力に主張して盛り込まれたものである。自ら求めて国際的に公約をした我が国はこのことの実現を果たさなければ、それこそ国際的な非難の的となり、世界中の国の信用を失うことになりかねない。

森林の整備のみでなく、二酸化炭素を吸収して成長した木材を伐採して生活に利用していくことで、さらにその成果を大きなものにしていくのであり、林業不振を早急に克服していくことが、強く求められている。

そのような過程に大きく立ちほだかつている最大の問題として、我が国に大量に流入している違法伐採された外材の輸入の問題がある。このことは世界中の大きな批判のひとつとなっており、一日も早い解決が求められている。今日このことは国際的な大問題となっており、先のイギリスでのサミットにおいても大きく取り上げられている。

我が国に流入してきている違法伐採された外材の量は、輸入材の二割を占めていると言われている。この量は我が国の国産材の量に匹敵する程であり、今や我が国の林業不振の最大の原因になっている。国とこの違法伐採された外材を輸入している商社などの責任はきわめて重く、いわざるを得ない。

よって国におかれては違法伐採された外材の輸入を直ちに禁止し、国内の林業の振興をはかり、求めて国際的な公約とした森林整備を早急に進めていくために、次のことを実行されるよう強く要望する。

1. 政府は違法伐採された外材の流入を根絶するため、監視態勢をより強化し、徹底した調査を行いその状況を明らかにし、流出元の国との交渉を強化することに努めること。
2. 政府は輸入商社などに対して、これが違法性のない外材であることの証明を求め、これの証明のないものの輸入は取り止めるように強く求めること。

意見書提出先

内閣総理大臣 外務大臣 経済産業大臣 環境大臣 農林水産大臣
林野庁長官

「義務教育国庫負担制度」を堅持し教育の機会均等を求める意見書

提出者 竹村雄幸

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準向上を図るため、国が義務教育の給与などを負担することとして確立された制度であり、日本の義務教育の根幹をなす制度として定着してきた。

しかしながら、国においては、一九八五年以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを進めており、これまでも段階的に教材費、恩給費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを国庫負担の対象から除外・一般財源化してきた。

さらに昨年の「三位一体改革」の中では、二〇〇五年度からの二年間で八五〇億円の国庫負担金を削減し、全額一般財源化する方向を示している。

現行の義務教育費国庫負担制度が廃止されれば、相当額の税源移譲が行われたとしても、公立小中学校の教育条件に地域間格差が生じることとなる。

子どもたち一人ひとりが、大切な地域・社会の担い手である。よって国においては、財政論ではなく教育論にたった検討を深め、憲法・教育基本法の理念を生かし、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

意見書提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣



2月3日節分！大崎保育所にも赤鬼、青鬼さんが来て、「鬼は外、福は内」豆まきをしました。とっても恐かったです。

(大崎)



29日	27日	12日	18年1月2日	21日	14日 15日	6日	12月5日	28日	24日 25日	14日	11日	7日	11月1日
消防出初め式	仁淀高対策協議会	郡議長会（いの町）	成人式	行政改革推進委員会	仁淀川町体育会設立総会 第4回定例会議	仁淀川町体育会 議会運営委員会	高吾北広域第4回定例会議	第3回臨時議会	第49回全国議長大会（東京都）	行政改革推進委員会	議会だより編集特別委員会	産業建設常任委員会	県戦没者追悼式（高知市）

日 記 帳

編 集 後 記

大変遅くなりましたが、仁淀川町議会だより第2号を、改選後の新委員で作成し、お届けいたします。

十二月議会までは、三六名の議員の中で選任された委員で作成する予定でありましたが、一月に選挙があり、旧委員での作成が困難となり、第2号は新委員で作成いたしました。

内容につきましては、十八年一月末までの議会の内容となっております。

これからも、わかりやすい紙面の作成に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議会だより特別委員会